

医療安全に関する取り組み事項

1. 基本方針

谷向病院(以下、当院と言う)は、当院理念のもとに患者様、ご家族様、職員、地域社会に対し、安全な医療の提供に努める。病院長の指揮のもと、「人間だから間違える」という事実を職員は認識し、知識・技術の向上に努め、安全が確保できる良好なチームワークとシステムの構築を組織的に行う。また、恒常的に、医療事故に関する情報収集を行い、迅速かつ適切な事故防止対策を立案、実施する。

2. 医療安全管理の組織と体制に関する基本事項

当院における安全管理体制は、組織運営の責任者である病院長を中心に以下の通りとする。

- 1)医療安全管理者の配置
- 2)医療安全管理室の設置
- 3)医療安全委員会の設置

3. 医療安全管理にかかわる研修に関する基本方針

全職員を対象とした教育、研修を職種横断的に年2回開催する。研修内容は病院の実情に即した病院全体に共通する内容とする。

4. 医療安全管理室の基本方針

- 1)医療安全管理室は、組織横断的に院内の安全管理を推進する。
- 2)医療事故はシステムの欠陥から起こるものとの観点より事故防止策を検討する。
- 3)業務の標準化を図る。
- 4)マニュアルの見直し、改定を適時行い整備する。
- 5)医療現場の安全管理意識の向上と安全な医療の提供を目的とし、院内ラウンドを実施する。

5. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- 1) 病院で発生した医療事故及び医療事故が発生する危険があった事例、警鐘に値する事例については、速やかに対応措置を取ると共に、職員は、確実に報告を行う。
- 2) 報告された事例については、原因分析、調査を行い、事故防止策などを周知徹底する。
- 3) 医療事故等の報告は、将来の医療事故の再発防止の観点から極めて報告者に対する不利益処分を科さない等の環境整備に努める。
- 4) 医療事故の調査で知り得た個人情報の保護に十分注意する。

6. 医療安全管理についての情報共有に関する基本方針

- 1) 職員は、患者様等と診療情報などの共有を務めると共に、患者様等から診療記録の閲覧および開示の求めがあった場合には、これに応じる。
- 2) 院内掲示、ホームページにより医療安全情報及び取り組みなどを積極的に提供する。
- 3) 医療安全対策地域連携加算2のもと、医療安全対策地域連携1の届出医療機関と連携し、医療安全対策に関しての評価および情報共有を行う。

7. 患者様等からの相談対応に関する基本方針

- 1) 医療相談窓口を設置し、患者様及びご家族様等からの相談、苦情に対して適切に対応する。
- 2) 相談により、患者様やご家族様が不利益を受けないように努める。

平成30年 3月 1日作成
令和 5年 3月31日継続
令和 5年10月31日改訂

医療法人 喜望会 谷向病院